報道各位

高額療養費の一部支給漏れについて

1 概要及び経緯

令和5年2月に高額療養費の支給の有無について2件の問い合わせがあり、処理状況を確認したところ、高額療養費の支給要件に該当するにもかかわらず、未支給の事例があることが確認されました。同様のものがないか過去に遡って点検を実施した結果、以下の二点の場合において、その一部に支給漏れがあることが判明しました。

(1) 第三者行為関係

第三者行為(交通事故に遭ったり、飼い犬に咬まれたときなど)による傷病届の提出があった場合

(2) 資格の喪失・再取得関係

以下のとおり、資格の喪失・再取得が生じた場合

- ア 市町村外に転出後、元の市町村に再転入した場合
- イ 生活保護開始により被保険者の資格喪失後、生活保護終了により被保険者の資格 を再取得した場合
- ウ 資格喪失の取消により被保険者の資格が回復した場合
- ※ 上記(1)、(2)により、該当者の高額療養費が計算されなかったことにより、世帯単位の高額療養費が正しく計算されていない事例があることも判明しました。

2 原因

(1) 第三者行為関係

加害者等が支払うべき医療費が確定するまで、高額療養費の計算を一旦停止する処理を行います。

求償事務の手続終了後に、速やかに給付制限期間の終了日を入力し、高額療養費を 改めて計算すべきところ、平成20年度の制度開始当初から一部について、担当者の 理解不足のまま、引継ぎが繰り返されたために、終了日の入力漏れ等により事務処理 が未了であったものです。

(2) 資格の喪失・再取得関係

高額療養費は、被保険者ごとの所得区分に応じて計算しますが、上記1(2)の場合、コンピュータプログラムの都合上、データを補正すべきところ、平成22年度以降、確認及び補正作業の一部が実施されていなかったことにより事務処理が未了であったものです。

上記(1)(2)ともに、担当者の認識不足が直接的な原因でありますが、事務処理マニュアルにおける記載の不備や、担当者の交代等により、作業の意義や目的等について、認識の薄れが生じたものです。

3 対応方針

高額療養費の給付を受ける権利の時効は、高確法の規定により2年となっていますが、 診療報酬明細書(レセプト)を保存している過去5年間分について、対象者を確定し、未 支給分を支給します。

4 対応状況

上記1(1)、(2)の事務処理の未了により、高額療養費の支給漏れの可能性がある者 を調査し、未支給者及び未支給額の確定を進めています。現時点での作業の進展状況は以 下のとおりです。

また、現時点で支給漏れが確認できたものについて、対象者へのお詫び文の発送及び支 給手続を順次、進めています。

	(1) 第三者行為関係	(2)資格関係
事務処理が未了であった者 (高額療養費の支給漏れの 可能性がある者)	604 人	調査中
上記のうち、高額療養費の 支給漏れがあった者	調査中	調査中
現時点で支給漏れが確認できたもの (順次、支給手続を進めています。)	208 人 2,930,407 円	3 人 59,400 円

5 再発防止策

- (1) 事務処理マニュアルを見直し、作業の目的や実施時期及び作業を行わなかった場合に発生する影響等の記載を加え、担当者の交代時には引継ぎを確実に行います。
- (2) 確認漏れや入力漏れがないようチェックリストを作成するなど、主任・副任制度に よるダブルチェックを徹底し、管理体制を強化していきます。

6 その他

調査結果がまとまり次第、改めて報道発表を行います。

本日、3月30日(木)のお問合せにつきましては、午後6時30分までにお願いいたします。

【お問合せ先】

新潟県後期高齢者医療広域連合 事務局次長 池田

TEL: 025-285-3221 FAX: 025-285-3315